

令和 4 年度 入園のしおり



令和 3 年 3 月 撮影

佐伯市立なおかわこども園

令和 4 年 3 月 1 日 作成

【 目 次 】

なおかわこども園の概要	1
教育及び保育に関する基本姿勢	2
こども園の利用時間について	3
保育時間等	4
入園にのぞんで	5
持ち物（0～1歳児クラス）	8
持ち物（必要に応じて）	8
持ち物（3歳児以上クラス）	8
持ち物（共通）	9
こども園の1日（0～4歳児）	10
こども園の1日（5歳児・幼稚園利用児）	11
年間行事予定表	12
感染症対策に関するお願い	13
・医師が「意見書」を記入することが必要な感染症	14
・医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症	15
感染症対策資料	16
・保育所において登園を控えるのが望ましい場合	
意見書（医師記入）様式（見本）	18
登園届（保護者記入）様式（見本）	19
与薬依頼書様式（見本）	20
給食費の還付について	21
給食費還付（欠席届）様式（見本）	22
給食費還付（還付請求書）様式（見本）	23
コロナウイルス感染症対策について	24
苦情・ご意見・相談等の窓口について	25
個人情報の取り扱いについて	25
児童虐待かと思ったら	25
避難指示（緊急）等の避難情報が発令された場合	26

なおかわこども園の概要

なおかわこども園は、0歳児から2歳児までが保育所機能、3歳児から5歳児が保育所、幼稚園両方の機能を利用できる保育所型の認定こども園です。

名 称	認定こども園 佐伯市立なおかわこども園										
所 在 地	〒879-3102 佐伯市直川大字上直見577番地										
電 話 番 号	0972-58-2146										
設 置 者	佐伯市長										
担 当 課	佐伯市 こども福祉課 こども福祉係（電話0972-22-3972）										
開所年月日	昭和42年（1967年）4月1日（旧直川保育所） 平成30年（2018年）4月1日（なおかわこども園）										
入 園 年 齢	生後9ヶ月 ～ 5歳児（小学校就学前）まで										
定 員	40名（2, 3号認定利用36名、1号認定利用4名）										
クラス編成	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>0～1歳児</td> <td>2歳児</td> <td>3歳児</td> <td>4歳児</td> <td>5歳児</td> </tr> <tr> <td>ひよこ</td> <td>うさぎ</td> <td>こあら</td> <td>ぱんだ</td> <td>きりん</td> </tr> </table> <p>（年度によりクラス編成の変更があります。） 全クラス、午前中に教育課程・保育計画に沿った活動を行います。</p>	0～1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	ひよこ	うさぎ	こあら	ぱんだ	きりん
0～1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児							
ひよこ	うさぎ	こあら	ぱんだ	きりん							
施 設	建築年月日 平成6年2月25日竣工 構 造 木造瓦葺き平屋建て 面 積 415.17㎡（敷地面積1,551.34㎡）										
嘱 託 医	松永 宗倫（直川クリニック） 電話58-3100										
嘱託歯科医	阿南 恵三（あなん歯科医院） 電話58-3504										

教育及び保育に関する基本姿勢

●教育及び保育目標

「心身ともに健康で、思いやりのある子どもを育てる」

●園目標

- ・明るく元気でのびのび遊べる子ども。
- ・やさしく思いやりのある子ども。
- ・いろいろなことに興味をもち積極的に行動する子ども
- ・すききらいなくなんでも楽しくたべる子ども

●教育及び保育目標

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 6 快適な生活環境の実現及び子どもと保育士・保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康の確保及び増進を図ること。

こども園の利用時間について

● こども園の利用時間

	7:30	9:00		17:00	18:30	
保育標準時間	保育利用時間（標準）				18時 30分 閉園	
保育短時間	延長保育	保育利用時間（短時間）		延長保育		

こども園を利用する際、保護者の就労状況等によって、保育必要量を認定します。保育必要量は、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があり、認定された保育必要量によって、こども園を利用できる時間が変わります。

保育標準時間	開園時間中の利用が可能です。 佐伯市立こども園では7時30分から18時30分までの最長11時間の利用ができます。
保育短時間	開園時間のうち、こども園が定める8時間のみ利用できます。 佐伯市立こども園では、9時から17時まで、最長8時間の利用ができます。

● 「保育短時間」に該当するのは、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 保護者の就労時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (2) 親族等の介護又は看護する時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (3) 求職活動のために、こども園を利用する場合
- (4) 保護者の就学等の時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (5) 育児休業中に引き続き、こども園を利用する場合



保育必要量は、支給認定証（黄色の紙）に記載していますので、ご確認ください。

※就労時間等が変わると、保育必要量等が変更となる場合がありますので、必ず届け出をしてください。

● 延長保育について

保育短時間認定を受けた方は、こども園の開園時間中であっても、7時30分から9時までと、17時以降の利用は延長保育の扱いとなり、延長保育の利用の申請が必要です。（別途利用料がかかります。）

保育時間等

開閉園時間	7時30分～18時30分 5歳児は、8時30分までに登園してください。
保育利用時間 (標準)	7時30分～18時30分
保育短時間 認定	9時～17時 但し、5歳児クラスは「8時30分～16時30分」です。
延長保育について	保育短時間認定の人については、朝、夕それぞれ超過した場合、延長保育の対象となり、別途、超過料金がかかります。 超過料金 ① 9:00 : 7:30-9:00(100円) 17:00-17:30(100円) 17:30-18:30(200円) ② 8:30 : 7:30-8:30(100円) 16:30-17:00(100円) 17:00-18:30(200円)
休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) 直川地区で、警戒レベル4以上(避難勧告・避難指示)が発令された場合は、閉園になります。
土曜保育調査票について	土曜日の給食食材発注及び、保育士の配置人数の決定のため、土曜日の登園について調査票をお配りしています。毎月25日ごろに、翌月分の調査票のご提出にご協力お願いいたします。 ※土曜日も保育を行っていますが、お子さんの情緒の安定を図るため、御家庭で保育の可能な人は、できるだけお子さんと一緒に過ごすようにご協力お願いします。特に小さなお子さんとは、十分な時間スキンシップを取られるようお願いいたします
幼稚園利用児 (1号認定)	保育時間：月～金曜日 8:30～13:00 (教育標準時間4時間) 利用時間：月～金曜日 7:30～13:00 休園日：土、日、祝日、 学年始(4/1～4/7)、夏休み(7/21～8/31) 冬休み(12/25～1/7)、学年終(3/27～3/31)
慣らし保育	無理なく、集団生活に慣れてもらうため、新入園児はそれぞれの慣れ具合を見て保育時間を徐々に延ばしていく「慣らし保育」を行います。 新入園児は、入園式の日は式終了後に降園となります。
給食	完全給食です(弁当日が、月に1回程度あります)。 保育園利用児(2号認定)及び、幼稚園利用児(1号認定)は、給食費の納入が必要です。ただし世帯所得等により減免規定があります。
おやつ	3歳未満児は午前と午後があり、3歳以上児は午後にあります。
健康管理	春と秋に内科健診・歯科検診をおこなっています

入園にのぞんで

今日から大切なお子さんをお預かりすることになりました。私たち職員一同、一生懸命子ども達と向き合い成長の手助けをしていきます。

これから保護者様へいくつかお願いがありますので、ご協力をお願いします。

- 登園・おむかえについて
 - ・ 9時までに登園してください（5歳児は8時30分までに登園してください）。
 - ・ 欠席・遅刻するときは、**8時30分**までに電話連絡をしてください。
 - ・ **園児は、必ず保育士に直接預けてください。**
 - ・ 保護者様以外の方が送迎するときは、必ず事前に連絡をしてください。
 - ・ 早退するときは、保護者様から、事前に保育士までお知らせください。
- 送迎時の事故防止について
 - ・ **駐車場内では必ず徐行してください。お子さんが飛び出したりすることもありますので、事故のないよう十分注意してください。駐車中は車のエンジンはお切りください。**
 - ・ 門から車までは、お子さんと手をつないで飛び出しのないようにしてください。
 - ・ **園に出入りするときは、児童の飛び出し防止のため、門扉と鍵を必ず閉めてください。**
 - ・ 送迎時に園庭での遊び、遊具の使用はご遠慮ください。
 - ・ 事故防止のため交通ルール（チャイルドシートの着用等）は必ず守りましょう。
- ご家庭との連絡について
 - ・ 園からお知らせ（園だより等）をお子さんを通じてお渡しします。また、園の掲示板に掲示をすることもありますのでご確認ください。
 - ・ 登園の際、お子さんの状態で気になることがありましたら、保育士にお知らせください。特に夜吐いたり熱が出たりしたときは、必ずお知らせください。
 - ・ 病気、事故、災害等の際に連絡が取れるように、緊急連絡票を必ずご提出ください。緊急連絡票には、連絡がすぐ取れてお迎えに来れる順番で記入してください。
 - ・ れんらく帳（3歳未満児）は、毎日見て、サイン等をしてください。
- 服装について
 - ・ 衣服は、体に合った、動きやすく、着脱しやすい、清潔なものを着せてください。
 - ・ 衣服は、汚れて困るものは避けましょう。
 - ・ 靴は、運動しやすく、足に合ったものをはかせてください。
うわぐつについて（0～4歳児：使用しない 5歳児：使用します）
 - ・ 帽子は、カラー帽子を着用します。卒園まで同じ色を使用します。
 - ・ 体操服は、入園時に購入をお願いします。

● 健康管理について

- ・朝食は必ず食べさせ、登園前に用便する習慣をつけましょう。
- ・早寝、早起きの習慣をつけましょう。
- ・毎日入浴させましょう。衣服は取り替え、履き物はいつも清潔にしましょう。
- ・頭髮は清潔にしましょう。爪は短く切り、清潔にしましょう。
- ・おう吐、下痢などで汚れた衣服は、感染防止のためそのまま持ち帰っていただきます。
- ・虫歯予防のため、4, 5歳児は希望者にフッ素洗口を行っています。

● 病気について

- ・乳幼児は、抵抗力が低く免疫機能が未熟なため感染に弱く、病気になりやすいのが特徴です。
- ・病気のまま登園することは、病気を長引かせたり、他の病気を併発したりすることにもなります。早いうちに病気を発見し休養することが大切です。楽しい園生活を過ごすために、お子さんの健康状態に注意しましょう。

● 病気について（保護者様へのお願い）

- ・朝から発熱、下痢、嘔吐がみられるときは、お家での保育をお願いいたします。
- ・園で発熱したときや、熱がなくても普段と様子が違うときは、連絡いたします。
- ・伝染性疾患にかかったときは、園に「病名と症状」をお知らせください。また、医師の許可を得てから登園してください（疾患により**意見書（医師記入）**（P.18参照）か、**登園届（保護者記入）**（P.19参照）の提出をお願いします）。
- ・伝染病は、他のお子さんに感染する恐れがありますので、十分にお気をつけください。
- ・定期検診（1才半、3才児検診）、予防接種は必ず受けるようにしてください。また、受けたことを園にお知らせください。
- ・特異体質、又は持病のあるお子さんは事前にお知らせください。（アレルギー、ひきつけ、心臓病、喘息など）

● 与薬について

- ・園での与薬は、原則として行いません。
- ・やむを得ない場合は、ご相談ください。保育士が保護者様に代わって与薬します。この場合は万全を期するため「与薬依頼書」に名前と必要事項を記入し、薬に添付し、直接保育士に手渡してください。
- ・薬は、診察した医師が処方、調剤したもの、あるいは医師の処方によって薬局で調剤されたものに限ります。保護者様の判断で持参した薬（市販薬、以前医者で処方された薬）は、与薬できません。
- ・薬を園で預かる場合、必要な3点

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①袋や容器に名前を書いた1回分の薬②薬剤情報提供説明書③与薬依頼書（P.20参照） |
|---|

- 怪我について
 - ・ 友だちとの関わりで、自分の思いを言葉で伝えられないために「噛みつき」「引っ掻き」「突き飛ばし」などにより、ケガをしてしまうことがあります。
 - 細心の注意を払い保育に臨み、怪我のないよう努めていますが、防ぐことが出来ない場合もあります。どうぞ、ご理解ください。

- 給食について
 - ・ 毎月、献立表をお配りします。
 - ・ **食物アレルギーのある場合は、事前にお申し出ください。あわせて、「園児生活管理指導表（アレルギー疾患用）」と「家庭における除去の程度（保護者記入）」の書類を提出してください。**
 - ・ 1カ月に1回程度、お弁当日があります。子ども達は楽しみにしていますのでご協力ください。

- 給食費について
 - ・ 幼稚園利用児（1号認定）の給食費は、月500円、又は月3700円です。金額は世帯の所得等により変わります。
 - ・ 保育所利用児（2号認定）の給食費は、月5000円です。ただし世帯の所得等により免除規定があります。

該当する保護者様には、口座振替での納付にご協力をお願いします。口座振替にしていない場合には、毎月納付書をお渡ししますので、市内各金融機関か、直川振興局、市役所1階収納課窓口で納付してください。

- 保育料について
 - 4月1日現在の年齢が3歳以上の児童の保育料は無償です（幼稚園利用時（1号認定）は満3歳から無償です）。3歳未満児の保育料は、世帯の所得等によって異なりますので、詳細はこども福祉課こども福祉係までお問い合わせください。
 - また、保育料につきましても、口座振替納付を推進していますので、ご協力お願いいたします。

- 新入園児について
 - ・ 慣れるまで登園時間を8時30分～9時にしてください。
 - ・ おむかえの時間は、個人差がありますので、お子さんの状態により担任より連絡します。
 - ・ 園から保護者様に、電話連絡がとれるようにしてください。

- 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
 - 入園と同時に災害共済に加入します。園で事故が起こった場合などに補償される制度です。掛金240円を同意書と共に提出してください。

- その他
 - 途中入園のお子さんがある場合、人数の関係でそのつどクラス編成が変わる場合があります。


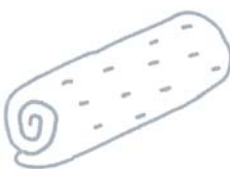
- 次のような場合は下記まで届け出が必要です。
 - ・就職又は転職、離職したとき
 - ・母子手帳の交付を受けたとき（入園理由の変更）
 - ・住所、電話番号など連絡先に変更があったとき
 - ・家庭状況に変動があったとき（出生・結婚・離婚等）
 - ・生活保護の開始・廃止があったとき
 - ・入園理由の変更があったとき（家庭外労働から出産等）
 - ・その他申込書の記載事項に変更があったとき

○ 届け出先



佐伯市 こども福祉課こども福祉係（電話 22-3972） または

佐伯市 直川振興局市民サービス係（電話 58-2111）



持ち物（0～1歳児クラス）

	<p>エプロン (3枚)</p>		<p>おしぼりタオル (3枚) 口拭き用です。</p>
--	----------------------	--	-------------------------------------

持ち物（必要に応じて）

	<p>紙おむつ (5枚)</p>		<p>おしり拭き</p>
---	----------------------	---	--------------

持ち物（3歳児以上クラス）

		<p>歯ブラシ、コップ 毎週末に持って帰ります。 歯ブラシが消耗している場合は交換してください。</p>
---	---	--

持ち物（共通）

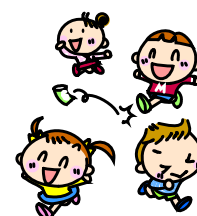
	<p>着替え袋（手さげ袋）。</p> <p>衣服などが、出し入れしやすい袋にしてください。</p> <p>着替え袋はときどき洗濯して、清潔にしてください。</p>		
 <p>下着</p>	 <p>着替え</p>	<p>着替え 2～3組</p> <p>下着 2～3組</p> <p>脱着しやすいもの</p>	 <p>レジ袋。</p> <p>汚れものを入れます。時々交換してください。</p>
	<p>帽子</p> <p>ゴムがのびたらつけかえましょう。</p> <p>汚れたら洗いましょう。</p> <p>歳児別に指定色があります（卒園まで同じ色を使います）。</p>		
	<p>手ふき用タオル（1枚）</p> <p>ヒモをつけてください。</p> <p>毎日持ち帰り、取り替えてください。</p>		
	<p>布団セット（昼寝用）</p> <p>毎週末に持って帰ります。</p> <p>日光に当て、シーツを洗濯してください。</p> <p>（1号認定のお子さんは布団は必要ありません）</p>		
	<p>水筒</p> <p>3歳児以上クラスは、肩にかけられるヒモ付きのもの</p>		
			<p>ティッシュ（5箱）</p> <p>ビニール袋（100枚入、12号）</p> <p>23cm×34cmぐらい</p> <p>ぞうきん（2枚）</p>

- ティッシュ、ビニール袋、ぞうきんは4月に集めます（無くなりしだい追加をお願いします）。
- 持ち物にはすべて氏名を記入してください。

こども園の1日（0～4歳児）

●ひよこ、うさぎ、こあら、ぱんだ組

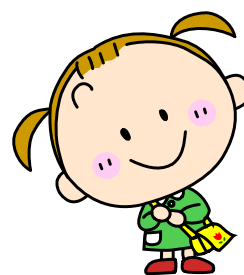
時 間	乳 幼 児 の 活 動
7 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> ・開園 ・順次登園（健康視診・連絡事項を聞く） ・遊び
9 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ（0～2歳児）
10 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」 にそったあそび・活動。 ・片付け
11 : 2 0	<ul style="list-style-type: none"> ・給食
12 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> ・お昼寝（年齢によって時間が異なります）
14 : 4 5	<ul style="list-style-type: none"> ・目覚め
15 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ ・降園準備
15 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びながらおむかえを待ちます ・順次降園
18 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> ・閉園（完全降園）



※ 短時間認定（8時間保育）の場合、
9 : 0 0～17 : 0 0 の利用時間となります。

こども園の1日（5歳児・幼稚園利用児）

時 間	保育所利用児（2号認定） （きりん組）	幼稚園利用児（1号認定） （うさぎ、こあら、ぱんだ、きりん組）
7：30	<ul style="list-style-type: none"> ・開園 ・順次登園 ・あいさつ ・持ち物整頓等 	
8：30	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」にそったあそび・活動。 （自発的な活動・課題のある活動・一斉で行う活動） 	
11：15	<ul style="list-style-type: none"> ・片付け ・給食準備 ・給食 ・静的な活動 	
12：30		<ul style="list-style-type: none"> ・降園準備 ・降園（12：30～13：00）
13：00	<ul style="list-style-type: none"> ・お昼寝準備 ・お昼寝 	
15：00	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ ・降園準備 	<p>※ 幼稚園利用児（1号認定）は、土曜日はお休みとなります。</p>
15：30	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びながらおむかえを待ちます ・順次降園 	
18：30	<ul style="list-style-type: none"> ・閉園（完全降園） 	



※ 年度当初の時間割のため、途中で変更することがあります。

※ 2号認定児で短時間認定（8時間保育）の5歳児（きりん組）の場合、8：30～16：30の利用時間となります。

年間行事予定表

※ 日程や行事内容は変更することがあります。

月	保護者参加	行 事 名	
4月	☆	入園式・入園説明会 きりん組1学期はじめの会、きりん組家庭訪問	幼稚園利用児(1号認定)は 学年始休業(4/1~4/7)
5月		春の遠足、芋植え 第1回 内科健診・歯科検診	
6月		交通安全教室	
7月		プール遊び、七夕のつどい、夏まつり きりん組保育参観、きりん組1学期終わりの会	幼稚園利用児(1号認定)は 夏期休業(7/21~8/31)
8月		プール遊び、ソーメン流し、スイカ割り	登園日 8/21
9月	☆	きりん組2学期はじめの会、月見だんご作り 運動会練習、運動会	
10月		第2回 内科健診・歯科検診 社会見学、就学時健診	
11月		秋の遠足、芋掘り、焼き芋会、 不審者対策避難訓練、きりん組福祉交流会	
12月	☆	クリスマスおたのしみ会 クリスマス会食、きりん組2学期終わりの会	幼稚園利用児(1号認定)は 冬期休業(12/25~1/7)
1月		きりん組3学期はじめの会、きりん組卒園記念 制作、お正月遊び・凧揚げ、郵便屋さんごっこ	
2月		節分(豆まき)、人形劇観劇会、記念写真撮 影、消防訓練、きりん組保育参観	
3月	☆ ☆	ひなまつり会 新入園児対象の入園説明会 お別れ遠足 おわかれ会食 卒園式	幼稚園利用児(1号認定)は 学年末休業(3/27~3/31)

☆ 保護者様の参加行事です。

● その他

- ・月に1度、お弁当日、誕生会、避難訓練があります。
- ・身体計測を毎月実施します(3歳以上児は、2か月に1度です)。
- ・天気のよい日には、園外にお散歩に行くことがあります。
- ・移動図書館「こぐま号」が、月2回直川公民館前に来ます(保育士が貸し借りをします)。

感染症対策に関するお願い

お子さんが感染症の疑いがある病気の際は、下記の理由で登園できません。

乳幼児期は病気に対する抵抗力が弱いため、細菌やウイルスに感染しやすい状態です（子どもは生後6か月から就学までに100種類のウイルスに感染すると言われています）。乳幼児が集団生活をするこども園で感染症が発生した場合、多数の子どもが感染する恐れがあります。

1. 下記の感染症は治癒後、「**意見書（医師記入）**」（P.18参照）の提出が必要です。

麻疹（はしか）	インフルエンザ	風しん	水痘（水ぼうそう）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		結核	咽頭結膜熱（プール熱）
流行性角結膜炎		百日咳	腸管出血性大腸菌感染症 (O157,26,111等)
急性出血性結膜炎		侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	

2. 下記の感染症は、意見書は不要ですが、必ず受診し医師の登園許可確認後、「**登園届（保護者記入）**」（P.19参照）を提出してください。

溶連菌感染症	マイコプラズマ肺炎	手足口病	伝染性紅斑（りんご病）
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）			
ヘルパンギーナ	RSウイルス感染症	帯状疱疹	突発性発しん

● 感染症と登所・登園のめやす

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できるようにするため、感染症にかかったときは、こども園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

感染症にかかったときは、速やかに医師の診断及び治療を受けられ、こども園にも連絡をしてください。病気が治癒し、他の児童にうつすおそれがなくなりましたら、医師に意見書を書いていただくか、保護者様が記入した登園届に医師にかかった証拠となるもの（薬袋、医療機関の受付番号表など。確認後お返しします。）を添えてこども園に提出してください。**意見書及び登園届の用紙はこども園にあります。**

意見書又は登園届が必要な病気及び登園のめやすは次のとおりです。

● 医師が「意見書」を記入することが必要な感染症

感染症名	潜伏期間	主な症状	登園のめやす
麻疹（はしか）	8～12日	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに。一旦解熱後、再発熱し、口内に白いぶつぶつ（コプリック斑）が見られる。その後、顔や頸部に発しんが出現する。	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	1～4日	高熱、倦怠感、食欲不振、関節痛、筋肉痛。咽頭痛、鼻水、咳。	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	16～18日	発しん。 発熱、リンパ節腫脹、悪寒、倦怠感、眼球結膜充血等	発しんが消失していること
水痘 （水ぼうそう）	14～16日	発しんが顔や頭部に出現し、やがて全身へと拡大する。	すべての発しんが、かさぶた化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	16～18日	発熱と、耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹・疼痛。	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	3カ月～ 数10年	慢性的な発熱（微熱）、咳、疲れやすさ、食欲不振、顔色の悪さ	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 （プール熱）	2～14日	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
流行性角結膜炎	2～14日	目が充血し、目やにが出る。目に膜が張ることもある。	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	7～10日	連続性・発作性の咳が長期に続く。夜間眠れないほどの咳が見られることも。	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157,26,111等）	10時間～ 6日 O157は3～4日	水様下痢便、腹痛、血便。意識障害を来す溶血性尿毒症症候群を合併し、重症化する場合も。	医師において感染の恐れがないと認められていること。2回以上連続で便から菌が検出されなくなり、全身状態が良好であること
急性出血性結膜炎	1～3日	強い目の痛み、目の結膜の充血、結膜下出血。目やに、角膜の混濁等	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（ 髄膜炎菌性髄膜炎）	4日以内	発熱、頭痛、嘔吐。	医師において感染の恐れがないと認められていること

◎ 医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症

感染症名	潜伏期間	主な症状	登園のめやす
溶連菌感染症	2～5日	発熱、のどの痛み・腫れ、化膿、リンパ腺炎、とびひ、中耳炎、肺炎、化膿性関節炎等	菌薬の内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	2～3週間	せき咳、発熱、頭痛。	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	3～6日	発熱。口腔粘膜と手足の末端に水疱性発しんが生じる	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑 (りんご病)	4～14日	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛等。両側頬部に紅斑。四肢に網目状の発しん。	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	ノロ(12-48時間) ロタ(1-3日)	嘔吐、下痢	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	3～6日	高熱、のどの痛み。咽頭に赤い粘膜しんが見られ、次に水疱となり潰瘍となる。	発熱や、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R Sウイルス感染症	4～6日	発熱、鼻水、咳、喘鳴。	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	不定	軽度の痛みや違和感。かゆみ。その後、多数の水疱が集まり、紅斑となる。	すべての発しんがかさぶた化していること
突発性発しん	9～10日	高熱の後、解熱するとともに紅斑が出現、数日で消える。	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※「保育所における感染症対策ガイドライン」より

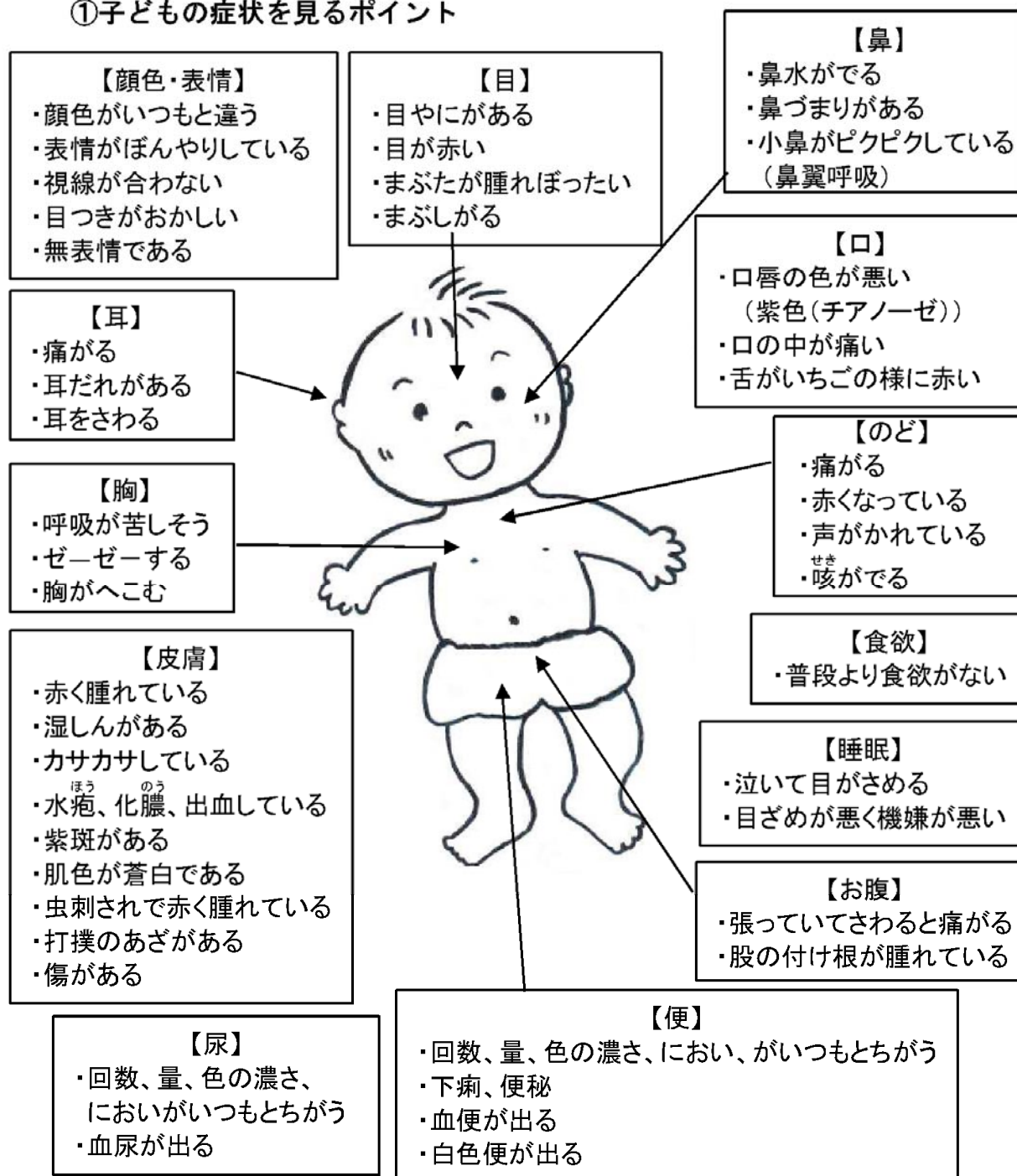
◎ 登園停止ではないが、状態によっては登園を遠慮するようお願いする場合もある感染症

感染症名	潜伏期間	主な症状	登園のめやす
アタマジラミ症	10～30日	卵は頭髮の根元近くにあり、毛に固く附着して白く見える。頭皮のかゆみ。	駆除を開始していること
伝染性軟属腫 (水いぼ)	2～7週	1～5mm程度の常色～白～淡紅色の丘しん、小結節(しこり)	水いぼを衣服、包帯、耐水性ばんそうこう等で覆うこと。
伝染性膿痂しん (とびひ)	2～10日	水ぶくれ、びらん、かさぶたが、鼻周囲、体幹、四肢等の全身にみられる。	皮病変部を外用药で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってあること。

感染症対策資料

保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省2018年改訂版）から抜粋

①子どもの症状を見るポイント



● 保育所において登園を控えるのが望ましい場合

② 発熱時の対応

- ・ 24 時間以内に 38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合。
- ・ 朝から 37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。

③ 下痢の時の対応

- ・ 24 時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。
- ・ 朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

④ おう吐の時の対応

- ・ 24 時間以内に複数回のおう吐がある、おう吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。
- ・ 食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

⑤ せきの時の対応

- ・ 夜間しばしばせきのために起きる、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけでせきが出るなどの症状がみられる場合。

⑥ 発しんの時の対応

- ・ 発熱とともに発しんのある場合。
- ・ 感染症による発しんが疑われ、医師より登園を控えるよう指示された場合。
- ・ 口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合。
- ・ 発しんが顔面等にあり、患部を覆えない場合。
- ・ 浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合。
- ・ かゆみが強く手で患部を掻いてしまう場合。

意見書（医師記入）

園長様

園児氏名

平成・令和 年 月 日生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻しん (はしか) ※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ ※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘 (水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱 (プール熱) ※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)
<input type="checkbox"/>	その他()

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

㊞

※ 必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、「意見書」を園に提出してください。

＜登園届（保護者記入）＞

登 園 届 （保護者記入）

保育園 園長 様

園児氏名

年 月 日 生

（病名） （該当疾患にをお願いします）

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑(りんご病)
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	突発性発疹

（医療機関名）_____（令和 年 月 日受診）
において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので
令和 年 月 日より登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

※登園届は、一律に作成・提出する必要があるものではありません。

与薬依頼書様式（見本）

与 薬 依 頼 書

（保護者名： _____ ）の責任において与薬を依頼します。		
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	クラス名： _____	子どもの名前： _____
病名： _____		朝飲ませた時間 _____ 時 _____ 分
・ 抗生剤 ・ せきどめ ・ 整腸剤 ・ ぬりぐすり ・ その他（ _____ ）		飲ませる時間 ・ 食前 ・ 食後 ・ その他（ _____ ）
かかっている病院： _____		主治医名： _____
病院の電話番号 : - -		

※注意事項 くすりは、必ず1回分にしてください。
 くすりの袋や、容器にも必ず子どもの名前を書いてください。
 市販のくすりは、与薬できません。
 病院でもらったくすりの説明書といっしょに提出してください。

※保育士記入欄

与薬者（印またはサイン）： _____	与薬時間： _____ 時 _____ 分
---------------------	-----------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見書（医師記入） ・ 登園届（保護者記入） ・ 与薬依頼書 	左記様式の必要な保護者様は、保育士までお申し出ください。 印刷したものをお渡しします。
--	--

給食費の還付について

給食費は月のうち合計5日以上食事の提供を受けないことを届出した場合は、日割りで還付を受けることができます。

給食費の還付を受ける場合は、「欠席届」及び「給食費還付請求書」の書類を、以下の要領で届出等を行ってください（様式は次ページをコピーするか、もしくは保育所（こども園）に備えています）。

給食費の還付対象となるには、**事前（前月20日まで）に届出を行う必要**があります。

事前に届け出た日のみが対象となります。 ※お弁当日は対象外

該当月に予定が変わり、届け出た日に食事の提供を受け、月のうち合計5日にならなかった場合は、還付対象外となります。

月のうち5日以上食事の提供を受けない場合は、在籍する保育所（こども園）に「欠席届」を該当する月の前月20日（20日が閉園日の場合は翌開園日）までに提出し、該当月分給食費納付（口座振替登録者は振替日）以降に「給食費還付請求書」の提出をお願いします。

例）8月の土曜日を毎週休む場合

7月20日までに「欠席届」を提出する

8月分給食費納付後に「給食費還付請求書」を提出する

※在籍する保育所（こども園）に提出してください。

給食費還付（欠席届）様式（見本）

欠 席 届

令和 年 月 日

佐伯市長 田 中 利 明 様

保護者
住 所

氏 名 (続柄)

電話番号

下記のとおり欠席させますので、お届けいたします。

施 設 名		
児 童 名	(組)	
	(組)	
	(組)	
欠 席 日 数	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	月 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日	
	日、 日、 日、 日、 日	合計()日間
欠 席 理 由	<input type="checkbox"/> 家庭で保育が出来る為 <input type="checkbox"/> 旅行等	
	<input type="checkbox"/> 病気 (病名)	
	<input type="checkbox"/> その他()	
備 考		

※この欠席届は、給食費の還付を受ける為のもので、締切日は前月の20日です。(20日が休日等の場合はその翌日)

給食費還付（還付請求書）様式（見本）

給食費還付請求書

令和 年 月 日

佐伯市長 田中 利明 様

保護者住所

氏名 印 (続柄)

電話番号

次のとおり給食費の還付を請求します。

児童名	(組)
	(組)
	(組)
施設名	
還付の対象となる月	月
還付請求額	円
請求額内訳	円× 日(欠席日数計) = 円
還付請求理由	5日以上欠席した為。(前月の20日までに欠席届提出済)

振込口座

金融機関名	
支店名	支店
口座番号	(普)
口座名義(カナ)	

新型コロナウイルス感染症対策について

発熱等がある場合

新型コロナウイルス感染症対策として当面の間「保育所において登園を控えるのが望ましい場合」（P17）に書かれている対応を下記のとおりといたします。

1. 本人や家族に発熱や体調が優れない方がいる場合は、**躊躇なく登園を控える**とともに、**早期の受診・検査をお願いします**。また、受診・検査後であっても、発熱等が認められた場合においては、**解熱後においても 24 時間以上経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは登園を控えてください。**
2. 家族に感染が確認され、児童が濃厚接触者となった場合や PCR 検査を受けることが分かった時点で市またはこども園への連絡をお願いします。

園内で新型コロナウイルスの感染が確認された場合

夜間や早朝、休日にかかわらず、緊急に連絡をする場合があります。

その連絡により、可能な限りの自宅等での保育と待機の要請、濃厚接触者の特定や検査、休園期間についてお知らせを行います。また、このような事態が発生した場合、個人の特定はしないように人権に配慮した行動をお願いします。

苦情・ご意見・相談等の窓口について

- なおかわこども園では、苦情・ご意見・相談等を受け付ける窓口を設置しています。申立て方法は、面接・郵送・電話・FAX 等何でも結構です。担当者又はこども福祉課にご連絡ください。園の意見箱に直接投函されてもかまいません。

但し、以下の申立ては除外となります。

- ・ 当該苦情等に関する事実のあった日から1年以上経過しているもの。
- ・ 国の制度に関するもの。
- ・ 保育料に関するもの。
- ・ 職員の人事に関するもの。
- ・ 保護者が行う行事等に関するもの。
- ・ 匿名のもの。

園の責任者は園長です。担当者は園長（ ）と主任保育士（ ）です。

公立保育所・こども園の利用者からの苦情について、客観性と社会性を確保し、苦情申し出者に対する適切な支援を行うため、第三者委員を設置しています。

第三者委員 氏名：（戸高 恵実子） 電話：（58-5805）

個人情報の取り扱いについて

- 個人情報の取り扱いについて
プライバシーの保護情報の取り扱いには細心の注意をはらい、個人情報の第三者への提供や開示などは行いません。なお、こども園にケーブルTV等の取材が入る事があります。その際お子さんの写真、映像がテレビに流れる場合があります。お子さんの様子が放映されてもよいか事前に承諾書を頂くようにしています。

児童虐待かもと思ったら

- 児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

いちはやく

電話 **189**

- ・ 連絡は匿名で行うことも可能です。
- ・ 連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

避難指示（緊急）等の避難情報が発令された場合

台風の接近や、暴風雨等の理由により直川地区に、

「【警戒レベル4】避難指示」が、

発令された場合は、園児、保護者及び職員の身の安全確保を優先とするため、休園いたします。

保育開始後に

「【警戒レベル4】避難指示」が、

発令された場合には、天候状況によりお迎えをお願いすることになりますので、ご注意ください。

「【警戒レベル3】高齢者等避難」が、発令された場合は、状況により休園します。

なお、休園する場合には、個別に電話連絡をしますが、避難情報が深夜、早朝に発令された場合には、あらかじめ連絡できないこともありますので、ご了承ください。

警戒レベル	取るべき行動	市町村長が発令	気象庁が発表*	警戒レベル相当情報
5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">大雨特別警報</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">氾濫発生情報</div>	
4	危険な場所から <div style="background-color: purple; color: white; padding: 2px;">全員避難</div>	避難指示	<div style="background-color: purple; color: white; padding: 2px;">土砂災害警戒情報</div> <div style="background-color: purple; color: white; padding: 2px;">氾濫危険情報</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">高潮特別警報</div> <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">高潮警報</div> </div>	
3	危険な場所から <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">高齢者等は避難</div>	高齢者等避難	<div style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">大雨警報</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">洪水警報</div> <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">氾濫警戒情報</div> </div>	
2	避難行動の確認	—	<div style="background-color: yellow; padding: 2px;">氾濫注意情報</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: yellow; padding: 2px;">大雨注意報</div> <div style="background-color: yellow; padding: 2px;">洪水注意報</div> </div> <div style="background-color: yellow; padding: 2px;">高潮注意報</div>	
1	心構えを高める	—	<div style="padding: 2px;">早期注意情報(警報級の可能性)</div>	

* 警報等の種類の組み合わせや、時間帯、今後の見通し等によって、相当するレベルが変わる場合があります。